

# 産前産後期間相当分(4ヶ月分)の 国民健康保険税が免除されます

## 対象となる方・受付期間

- 草津市の国民健康保険に加入中の方で、出産予定または出産した方が対象です。  
妊娠85日（4ヶ月）以上の出産が対象です（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含みます）。
- 出産予定日の6ヶ月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。
- 届出がない場合でも、当市で出産の事実が確認できた場合は、職権で免除する場合があります。  
ただし、確認できない場合は免除されないため、届出をお願いします。

## 国民健康保険税の免除方法

- その年度に納める保険税の所得割額と均等割額から、出産予定月（又は出産月）の前月から出産予定月（又は出産月）の翌々月（以下「産前産後期間」といいます。）相当分が減額されます。

	3ヶ月前	2ヶ月前	1ヶ月前	出産予定月	1ヶ月後	2ヶ月後	3ヶ月後	
単胎の方								
多胎の方								…対象期間

※出産被保険者の産前産後期間相当分の所得割保険税と均等割保険税が年額から減額されます。

※多胎妊娠の場合は出産予定月（又は出産月）の3ヶ月前から6ヶ月相当分が減額されます。

※賦課限度額に達している世帯については、免除を適用しても税額が変わらない場合があります。

## ● 軽減期間が年度を跨ぐ場合の適用方法について

令和n年度12月	1月	2月	3月	令和n+1年度4月	5月	6月
				出産予定月		

※令和n年度3月に出産した場合、2月、3月分の期間については令和n年度の保険税が減額されます。

翌年度の4月、5月分の期間については令和n+1年度（翌年度）の保険税が減額されます。

## 届出窓口（お問い合わせ先）

草津市役所 保険年金課 国民健康保険係 TEL：077-561-2366 FAX：077-561-2480  
E-mail：[onen@city.kusatsu.lg.jp](mailto:onen@city.kusatsu.lg.jp)

## 届出に必要な書類

- 産前産後期間に係る保険税軽減届出書（上記の届出窓口、市ホームページより取得可能です）
- 届出される方の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）
- 世帯主と出産される方の個人番号確認資料（マイナンバーカード等）※お持ちでない場合は不要です
- 出産（予定）日が確認できるもの（親子（母子）健康手帳等）  
※出生後の届出には④は原則不要ですが、子と世帯が別等の場合には親子（母子）健康手帳や出生証明書等で出生日・親子関係を確認させていただきます。